Ⅴ　学校教育

1　学校教育の概要　・・・・・・・・・・・・・53
2　学校支援訪問　・・・・・・・・・・・・・55
3　特別支援教育　・・・・・・・・・・・・・56
4　生徒指導　・・・・・・・・・・・・・・・59
5　教育指導　・・・・・・・・・・・・・・・61
6　就学前教育　・・・・・・・・・・・・・・62
7　学校における人権教育　・・・・・・・・・62
8　就学援助　・・・・・・・・・・・・・・・63

１　学校教育の概要

新しい情報や知識が成長を支える現在の社会は、第4次産業革命とも言われる急速な技術革新によって、情報や知識、技術をめぐる変化が加速度的に早くなり、社会の変化を正確に予測することがますます難しくなっている。予測のつかないこれからの時代を生き抜くため、子どもたちは早い段階から、自らの人生を切り拓く自立した人間として成長する必要がある。

また、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来で、社会保障はもとより、地域経済の活力の低下などが懸念されている。今後、「共創」の考えに基づき、一人一人が多様な個性や能力を発揮し新たな価値を創造すると共に、互いの強みを生かし合い、人が人として、より幸せに生きる多様性に富んだ社会を築いていくことが、発展への原動力として不可欠となる。

学校教育においては、多様な個性や能力のある子どもたちが、その能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、新しい学習指導要領の理念である社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域、家庭、学校、行政が一体となって、一人一人の課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを生かすという視点にたった教育の充実が必要となる。

学校教育を通して、子どもたち一人一人が自ら個性を発揮し、広い視野と柔軟な思考力をもって、未来をたくましく生き抜いていく力を育むために、自ら学び自ら考える力などの確かな「学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの向上を目指す。

さらに、地域性を生かした小中一貫教育を継続・発展させるとともに、保育所や幼稚園、認定こども園と小学校との連携を推進し、学びの連続性及び一貫性を確保した体系的な教育・保育を目指す。

学校教育については、宮崎市教育ビジョンの3つの基本目標の中に盛り込まれている。

基本目標1は「学校における学びの充実」である。そのため、主に以下の内容について取り組むこととしている。

○　一人一人の個性や多様性に対応した学びを充実させることで、児童生徒が主体的に考え行動し、協働的な学びを通して未来を切り拓く力を育むことができる教育活動を推進する。

○　一人一人の個性や多様性に対応した相談・支援体制を充実させることで、すべての児童生徒の安全・安心な学びを保障する。

○　オンライン学習ツールの充実とあわせ、まなビバ!(教育支援教室)や校内教育支援教室、学びの多様化学校といった学びの場の充実とともに、地域の企業や団体等と連携することで児童生徒一人一人の個性や、多様性に対応した学習の機会を保障する。

○　児童生徒の安全・安心な学びを保障するうえで、安全・安心な風土の醸成が必要であるため、各学校におけるいじめ根絶週間の取組の充実を更に図るとともに、児童生徒・教職員・保護者・地域が一体となり、いじめ問題に対する取組の充実を図る。

○　子どもたちの発達の段階に応じて、保幼小中における支援や学びが円滑に接続されるように連携を促進する。

○　多種多様な分野の人材から、専門的な知識や経験を得ることで、自他の健やかな心身の成長を支える。

基本目標2は「社会に開かれた学びの充実」である。そのため、主に以下の内容について取り組むこととしている。

○　子どもたちを地域で守り育てるために、学校・地域・家庭が連携・協働して魅力ある教育活動を推進する。

○　故郷への愛着と誇りを持ち、将来の夢や生き方を考えるため、地元の教育機関や企業と連携・協働し、地域資源やメディアを有効活用する。働くことの意義を理解する機会を提供しながら、小中9年間を見通したキャリア教育・職場体験活動を充実させる。

○　児童生徒が、自他の生命を守るために必要な知識を身に付け、自然災害等において地域の一員として行動できるよう、地域と連携した防災教育を充実させる。また、学校安全担当者への研修を充実させるとともに、学校運営協議会で地域・家庭等と連携した防災に関する協議を促進し、地域の実態に即した防災教育の充実に努める。

基本目標3は「学びを支える基盤の確立」である。そのため、主に以下の内容について取り組むこととしている。

○　児童生徒の最善の利益が守られ、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、より良い教育体制の構築に努める。

○　地域と学校との連絡調整・安全管理、指導者派遣管理等を行う仕組みづくりや指導員等の必要な人材の確保を行うとともに、有識者による協議会や意見交換会等を開催することで、学校で運営されてきた部活動を地域全体で支える取組を推進する。

令和8年度の主要事業としては(1) 新たな地域クラブ「MIYA活」推進事業、(2) 新たな時代に求められる学力の向上、(3)学校問題解決のための支援体制の構築、(4) 小中一貫教育の実現に向けた取組の4項目を掲げ、学校及び関係機関・団体等と連携した取組を推進する。

２　学校支援訪問

（１）目的

学校支援訪問は、市教育委員会が法の定めるところに基づき計画的に実施することにより、宮崎市立学校の教育水準の維持向上と学校の適正な経営管理を目指すとともに、各学校や教職員の課題解決を図る。特に、「教師の教えやすさ」から「子どもの学びやすさ」への授業観の転換に向けての支援を行うとともに、 本市の抱える課題解決のための支援を行うことを目的として行う。

（２）実施主体

宮崎市立小学校を対象にした学校支援訪問は、学校の設置管理者である市教育委員会が、法の定めるところにより計画的に実施するものとする。

なお、必要に応じて県教育委員会に指導主事等の派遣を要請することとする。

（３）内容

① 本市の学校支援訪問（定期）の目的である授業観の転換を推進するために、各小学校は参観授業、代表授業、それに伴う授業研究会を実施する。代表授業については、学年単位、学年部単位、全体で行うなど、学校規模や実態等に応じて行う。授業研究会については、「「教師の教えやすさ」から「子どもの学びやすさ」への授業観の転換」をテーマに協議を行い、進め方については事前に打ち合わせを行う。

② 各学校の諸課題に応じた支援を目的に、学校組織マネジメント、生徒指導、特別支援教育、学力向上、諸表簿の管理に関する訪問に加えて、学校からの要請による学校支援訪問を行う。

（４）方法

① 3年に1回実施

○ 諸表簿の管理に関する学校支援訪問

② 1年に1回実施

○ 学校組織マネジメント等に関する学校支援訪問

○ 生徒指導及び特別支援に関する学校支援訪問（中学校を中心に）

③ 該当校のみ実施

○ 学校の要請による学校支援訪問

３　特別支援教育

（１）特別支援教育就学相談委員会

教育委員会の諮問に応じ、障がいのある幼児・児童及び生徒に対する適切な指導に必要な事項を調査審議するため、学識経験者、医師、関係教育機関の職員、関係福祉機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者の中から20人を委嘱している。委員の任期は2年。

（２）特別支援教育相談員

市特別支援教育就学相談委員会の活動を促進し、その目的を達成するため、その準備事務、事前調査、中間処理、事務処理と一貫した事務を処理するとともに、幼児等についての教育相談に応じている。併せて専門調査委員の職務を行う目的をもって、会計年度任用職員5名（R8.5.1現在）を「宮崎市教育相談センター」に配属している。

（３）特別支援学級児童・生徒

①小学校　（令和8年5月1日現在）

学年 障がい種別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	学級数
知的障がい	68人	41人	39人	50人	54人	38人	290人	58学級
自閉症・情緒障がい	104人	137人	113人	151人	147人	156人	808人	134学級
難　　聴	１人		１人	１人			3人	2学級
計	173人	178人	153人	202人	201人	194人	1,101人	194学級

②中学校　（令和8年5月1日現在）

学年 障がい種別	1年	2年	3年	計	学級数
知的障がい	20人	35人	35人	90人	23学級
自閉症・情緒障がい	101人	117人	105人	323人	58学級
計	121人	152人	140人	413人	81学級

（４）通級指導教室

①小学校　（令和8年5月1日現在）

学年 障がい種別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	教室数
言　　語	0人	10人	13人	5人	7人	3人	38人	5教室
難　　聴	0人	6人	0人	5人	0人	0人	11人	1教室
情　　緒	1人	37人	39人	43人	48人	45人	213人	14教室
ＬＤ・ＡＤＨＤ	22人	99人	155人	132人	148人	145人	701人	40教室
計	23人	152人	207人	185人	203人	193人	963人	59教室

②中学校　（令和8年5月1日現在）

学年 障がい種別	1年	2年	3年	計	教室数
情　　緒	6人	10人	38人	54人	4教室
ＬＤ・ＡＤＨＤ	67人	79人	47人	193人	13教室
計	73人	89人	85人	247人	17教室

＊ＬＤ（学習障がい）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。

＊ＡＤＨＤ(注意欠陥／多動性障がい）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

（５）生活・学習アシスタント

下肢等に障がいのある児童生徒の学習補助や生活の介助等を行うため、生活・学習アシスタントを配置し、学校生活への適応支援と保護者の負担軽減を図る。

（令和8年度65人派遣：令和8年5月1日現在）

（６）スクールサポーター

発達障がい等のある児童生徒に対して学習指導や生活指導などのサポートを行うため、スクールサポーターを配置し、児童生徒のニーズにあった教育を推進する。（市人事課管轄）

（令和8年度71人派遣：令和8年5月1日現在）

（７）授業スタッフ/ コーディネーターサポートスタッフ

特別支援学級のうち在籍数の多い学級等の支援や特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの支援のため、教員免許を有した非常勤講師を配置し、児童生徒のニーズにあった教育を推進する。　（令和8年度18人派遣：令和8年5月1日現在）

（８）日本語指導支援員

日本語指導を必要とする児童生徒の支援の充実を図るため、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校に日本語指導支援員を配置し、授業中、対象児童生徒の横につくなどして児童生徒の支援を行う。　（令和8年度8人派遣：令和8年5月1日現在）

（９）日本語指導スタッフ

日本語指導を必要とする児童生徒の支援の充実を図るため、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校に教員免許を持つ日本語指導スタッフを配置し、授業中、対象児童生徒を別室で個別に日本語習得のための授業を行うなどして児童生徒の支援を行う。　（令和8年度3人派遣：令和8年5月1日現在）

４　生徒指導

（１）不登校児童生徒対策事業

不登校児童生徒の相談窓口として、平成元年4月1日より適応指導教室「心の談話室」を設置した。

令和5年度には小戸教室のサテライト校として、「小戸教室サテライト　神宮」、「小戸教室サテライト 里山」を新たに開設し、全8か所で不登校児童生徒の支援を行ってきた。

さらに令和6年度からは、教育支援教室に親しみやすさをもたせるために各教室を、「まなビバ！小戸教室」等に改称した。（チーフスクールアドバイザー1人、スクールアドバイザー12人）

また、全小学校の4年生と全中学校の1年生を対象にメディア安全指導を推進し、インターネットやＳＮＳを安全に利用し、ネット犯罪に巻き込まれることを防ぐ。

（２）小中学校スクールカウンセリング等事業

市内25の小中学校に25人（小学校11校、中学校14校）のスクールアシスタントを配置し、学校の教育活動と家庭・地域社会との連携を支援し、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。

旧生目台西小学校内の「教育相談センター」において、児童生徒、保護者、教職員等を対象に、児童生徒の心理面から、スクールカウンセラー（会計年度任用職員の相談員）によるカウンセリング等を行うとともに、学校におけるいじめや不登校等、学校教育全般に関わる相談を受け、問題解決を支援する。（主幹1人、指導主事1人、学校経営アドバイザー1人、特別支援教育アドバイザー1人、特別支援教育相談員4人、スクールカウンセラー3人、スクールソーシャルワーカーコーディネーター1人、スクールソーシャルワーカー5人）

(３)不登校児童生徒学習支援体制整備事業

①「不登校支援の在り方協議会」の設置

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文科省通知）に基づき、不登校児童生徒に対する現状と課題について、協議会でのご意見や助言等をいただくことで、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策等の検討の参考とする。

②校内教育支援教室への「校内教育支援指導員」の配置

教員免許を有する校内教育支援指導員を配置することで、別室登校の児童生徒への受入体制の充実を図るとともに、不登校支援等にかかる教職員の負担軽減を図る。また、学校での受入体制を検討し、馴染めない要因の解消に努めていく。

（４）オンライン型不登校児童生徒支援事業

教育支援教室「小戸教室」に、スクールアドバイザーのほか、スクールソーシャルワーカー・支援員・学生ボランティアを配置し、学習支援や教育相談の充実を図るとともに、オンラインによる支援を行う。

（５）学校安全

①安全対策

生活安全、交通安全、災害安全について、学校教育全体を通して、安全教育、安全管理を充実させ、児童生徒の生きる力を育む安全教育の推進を図る。

②事故防止対策

各学校で、通学路交通安全プログラムに基づいた、通学路の合同安全点検を行い、通学路の安全確保に努めるとともに、交通安全教室等を実施し、交通安全指導の充実を図る。

（６）防災教育

未曾有の被害をもたらした東日本大震災における様々な事例を教訓に、これまでの学校防災や防災教育を改めて見直し、さらに充実した取組を進めることで、「自分の命は自分で守れる」みやざきっ子の育成を目指す。

①「宮崎市立小・中学校における危機管理マニュアル」の見直し

災害の際、児童生徒が、その場の状況に応じた適切な判断ができるようになることを目的に、具体的な行動を示すものとして平成23年5月に策定した。本マニュアルを見直しながら、各学校の実状に応じてさまざまな場面を想定した避難訓練を実施することで、より実行性のある取組に努める。

②防災主任の設置

学校の災害時における児童生徒の安全を確保する観点から、それまでの防災担当（安全担当）の役割（業務）を整理し、新たに防災を担当する「防災主任」を全小中学校に配置することで、より一層の学校防災の充実を図る。具体的には、学校の防災計画書の作成や避難訓練に関すること、校内における防災教育の推進やその啓発を行う。

なお、「防災主任」に対しては、研修を行い、その資質の向上に努める。

③「宮崎市防災教育手引書」の活用推進

“釜石の奇跡”で知られる岩手県釜石市の防災教育を参考に、本市における防災教育の充実を図るために防災教育手引書の検討委員会を設置し、子どもたちが身に付けるべきポイントを盛り込んだ「宮崎市防災教育手引書」を作成した。

各教科等において、特に防災や災害との関連性が深いと思われる内容を抽出し、指導例を作成した。指導例は、具体的な授業を想定して、授業の目標や展開・まとめの流れなどを示している。

平成24年度、25年度で作成し、市内全小中学校に配付した。また、活用の推進を図るため、宮崎市の教育情報サイト「アイビーネット」へ資料を掲載した。平成27年度には、小学校の教科書の改訂に伴い、手引書の一部見直しを実施した。平成28年度は、中学校の教科書改訂に伴った手引書の一部見直しを行った。

５　教育指導

（１）スクールイノベーション推進事業

子ども・教職員にとって魅力的・感動的な場としての学校づくりを行うために、「授業観を転換し、子どもが学びやすい授業が展開されている。」「チーム（複数）担任制を行うことで組織力な対応がなされている。」「小中連携を充実し、連続した学びが保障されている。」「子どもたちにとって、安心・安全な教育環境が保障されている。」このような教育環境を整える。

（２）学校図書館

①学校司書

学校図書館を活用した授業の充実と読書活動のより一層の推進を図るため、司書資格等を持った学校司書を全小学校に配置し、学校図書館の充実を図る。

②読書活動アシスタント

読書活動の推進を図るために、市内２５校に読書活動アシスタントを配置し、図書貸出・返却業務、配架の工夫及び館内ディスプレイ、学校図書館を活用する授業への支援等を行う。

（３）学校体育

学校における体育に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものであり、特に体力の向上に関する指導については、体育の時間はもとより、特別活動や部活動等において適切に行う必要がある。そのため、教職員の指導力を高めるための研修の実施や小学校の体育の授業に運動の専門的な指導のできるアシスタントを派遣すること等により、学校体育の充実発展に努める。

6　就学前教育

（令和8年5月1日現在）

区　　分	在　　園　　児　　数			
	3歳児	4歳児	5歳児	計
市立幼稚園	0	0	0	0
国立幼稚園	17	31	29	77
私立幼稚園	127	127	194	448
認定こども園	600	575	618	1,793
計	744	733	841	2,318

※認定こども園については、教育標準時間（1号）認定の園児のみを計上

7　学校における人権教育

人権教育の課題は、社会の中にある不合理な差別について正しく認識し、真に差別をなくしていく強い意志と実践力を育てることである。学校における人権教育は、児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養わなければならない。

そこで、指導にあたっては次のようなことに配慮する。

○すべての学校において人権教育を推進し、すべての教師が課題について正しい認識と共通理解の上に立ってその解決にあたるように努める。

○学校教育においては、児童生徒の発達段階に配慮しながら、教育課程のすべての領域をとおして、人権教育を積極的に推進する。

○人権教育を推進するにあたっては、指導者が課題に関する正しい認識と実践力をもつために、指導者の資質の向上に努める。

8　就学援助

経済的理由により就学困難な児童生徒に「学校教育法」に基づき、また特別支援学級等に就学する児童生徒に「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の趣旨に準じ、それぞれの保護者に学用品等を支給する。

令和７年度支給状況（被災児童生徒を含む）

区　　分	小　学　校			中　学　校			計	
	人員	支給額	支給限度額	人員	支給額	支給限度額	人員	支給額
	人	円	円	人	円	円	人	円
学用品費 通学用品費	3,918	49,280,785	1年 11,630 その他 13,900	2,376	55,834,846	1年 22,730 その他 25,000	6,294	105,115,631
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	2,988	4,302,239	1,600	1,061	952,756	2,310	4,049	5,254,995
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	474	1,162,189	3,690	3	15,317	6,210	477	1,177,506
体育実技用具費	0	0		379	795,402	柔道　7,650 剣道 52,900	379	795,402
修学旅行費	726	16,429,175	22,690	745	45,220,928	60,910	1,471	61,650,103
通学費	22	483,565	40,020	7	314,391	80,880	29	797,956
新入学用品費	470	26,818,200	57,060	730	45,990,000	63,000	1,200	72,808,200
学校給食費	3,779	216,427,463		2,345	154,587,491		6,124	371,014,954
医療費	96	544,203		27	141,778		123	685,981
計		315,447,819			303,852,909			619,300,728

特別支援学級 就学奨励費	583	20,980,705		168	9,172,540		751	30,153,245